

2021年02月03日

建築鉄骨ロボット溶接オペレータ資格の再評価試験対象者
及び関係各位

一般社団法人 日本溶接協会
建築鉄骨ロボット溶接オペレータ認証委員会

新型コロナウイルスの影響によって建築鉄骨ロボット溶接オペレータの再評価試験が
受験できず、現有する適格性証明書の有効期限が切れる方への特別措置の件
(再評価試験の受験可能期間の延長、現有適格性証明書の有効期間の延長宣言とその証明)

謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、皆様におかれましても甚大な影響を受けておられますことと、心よりお見舞い申し上げます。

さて当協会の建築鉄骨ロボット溶接オペレータ資格について、昨年(2020年)4月7日に発令された緊急事態宣言に応じて、2020年6月開催の再評価試験を中止するとともに、再評価試験の受験可能期間の12か月延長の特別措置を決定しております。

その後、同年9月の再評価試験から新型コロナウイルス感染防止の対策を講じたうえで再開しておりますが、所属会社の方針(例えば出張制限)などにより、規定された再評価試験の受験期間内に受験できない方がおられることから、当面の間、この特別措置を継続します。

当協会の建築鉄骨ロボット溶接オペレータ適格性証明書の提示をお求めになられる方々並びに関連企業・団体の皆様におかれましてもご理解とご協力を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

なお、サーベイランス(資格取得後2・4年目の有効期限延長手続き)については書面審査であることから、今回の特別措置の適用範囲には含めておりません。

謹白

記

[再評価試験対象者に対する特別措置の内容]

新型コロナウイルスの影響で再評価試験の受験可能期間中に受験できない場合

- (1) 現有の適格性証明書の有効期限到達後12か月までは、再評価試験の受験を可能とします。
 - ・再評価試験合格後に発行する適格性証明書の有効性の発生日は、現有の適格性証明書の有効期限の翌日に遡り、連続させます。
- (2) 現有の適格性証明書の有効期限到達後12か月までは、その有効期間を延長していることを本紙により宣言し、証明します。
 - ・有効期間延長のための手続きは不要です(ただし、有効期限を12か月延長した形での一時的な適格性証明書は発行しません)。
 - ・延長期間中の適格性証明書の保有や提示をお求めになられる関連企業・団体の皆様におかれましては、本紙をその証明書とし、適格性証明書に代えてのお取り扱いを賜りたく、宜しく申し上げます(本紙は各々ご自身でご印刷下さい)。

以上